

釜石市復興推進協議会議事概要

日 時	平成 26 年 1 月 14 日（火）14：00～14：20
場 所	釜石市役所第 1 庁舎第 1 会議室
構成員	釜石商工会議所 株式会社三井住友銀行 株式会社青森銀行 株式会社岩手銀行 株式会社秋田銀行 株式会社七十七銀行 株式会社山形銀行 株式会社東邦銀行 イオンタウン株式会社 釜石市
事務局	釜石市産業振興部商工労政課、復興推進本部事務局

【次第】

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 出席者紹介
- 4 役員選出
- 5 議事
 - (1) 釜石市復興推進計画（案）について
 - (2) その他
- 6 閉会

【議事概要】

あいさつ（釜石市産業振興部長）

当協議会は、復興特区法に基づき、復興推進計画の策定に関し必要となる事項を協議するため設置したものである。

大震災では、当市においても市民の尊い命が失われ、生活基盤や地域経済に大きな被害を受けたが、現在では、地域企業の尽力とともに全国の自治体をはじめ、様々な団体からのご支援により、復興に向けて着実に歩み始めているところである。

こうした中で、復興特区法に基づく、税制上の優遇制度等を有効に活用するための計画として、岩手県のほぼ全域を対象地域とした、岩手県の産業再生復興推進計画が平成 24 年 3 月に認定されるとともに、当市においては釜石市復興推進計画（商業特区）が平成 25 年 3 月に認

定を受け、グループ補助金などの施設復旧補助に加え、税制上の優遇措置も講じながら、産業再生支援に努めている。

本日、協議いただき、「釜石市復興推進計画（案）」につきましても、この復興特区法の規定に基づく、復興特区支援利子補給金制度を活用するために策定するものであり、イオンタウン株式会社がショッピングセンターを新設する事業内容を盛り込んだ復興推進計画について、協議をお願いするものである。

構成員においては、これら趣旨をご理解いただき、復興推進計画へのご賛同賜るようお願いする。

出席者紹介（事務局）

事務局から協議会出席者を紹介。

役員選任（釜石市産業振興部長）

釜石市復興推進協議会設置要綱の規定に基づき、会長である釜石市産業振興部長が、釜石商工会議所を指名し、副会長に選任。

議事

釜石市復興推進協議会要綱の規定に基づき、会長である釜石市産業振興部長が議長となり、議事を進行。

(1)釜石市復興推進計画（案）の説明（事務局）

この計画案は、イオンタウン株式会社が釜石市港町で実施するショッピングセンターを整備するための事業を、当市の復興推進計画の目標を達成するうえで中核となる事業として位置付けし、事業に必要な資金の貸付を行う金融機関が、復興特区法の規定に基づく、復興特区支援利子補給金の支給を受ける計画を当市が策定するものである。

計画の申請にあたっては、復興特区法に基づく「復興推進協議会」の設置が必須であり、当協議会において、申請する復興推進計画について協議しなければならないことが規定されている。

協議会の構成員は、計画を策定する釜石市、支援機関である釜石商工会議所、事業の実施主体、利子補給金の支給を受ける予定の金融機関となっていることを報告する。

（以下「釜石市復興推進計画（案）」により概要説明。）

この計画案は、当協議会で協議を行うほか、岩手県から意見を聴取することとなっているが、岩手県からは、平成26年1月10日付けで「東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に資するものであり、異存ありません」との回答があったことを報告する。

また、復興特区法の規定では、復興推進協議会を組織したときは、その旨を公表することとなっており、当市のHPにおいて、協議会の設置要綱、復興推進計画（案）本日の議事概要を速やかに掲載することとなるので、趣旨をご理解いただき、ご了承を賜りたい。

（イオンタウン株式会社から事業内容の説明をいただいた。）

会長

説明があった「釜石市復興推進計画（案）」について、ご意見を伺いたい。

出席者

意見なし。

会長

意見がないので、「釜石市復興推進計画（案）」について、原案のとおり決定してよろしいか。

出席者

了承。

会長

原案のとおり決定する。

事務局

「釜石市復興推進計画」は、所要の手続きを済ませた後、速やかに復興庁岩手復興局に提出する。

以上